

住民税非課税世帯に対する給付金のご案内

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている状況が続く中、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、給付金を支給します。

◆支給対象

令和5年6月1日現在において、福島町に
住民登録がある方で、令和5年度分の
住民税均等割が非課税である世帯



◆支給額

一世帯あたり 30,000円

◆手続方法

対象世帯には、7月中に「支給のお知らせ」、「確認書」を送付します。

書類が届きましたら、中身を確認して必要事項を記入のうえ、「確認書」のみを同封された封筒で返送してください。

役場または吉岡支所へ持参していただいても構いません。

◆支給方法と支給日

福島町が確認書を受理した日から、審査し、支給対象となる場合は、2～3週間を目安に、指定された口座へ振り込みます。

支給日について、郵送により、別途お知らせします。

◆申請期限

令和5年10月31日(火) ※消印有効

◆その他

不明点がある場合は、下記連絡先へお問い合わせください。

お問い合わせ先

町民課町民係

☎47-4681